

雇用調整助成金

教育訓練を実施する事業主の方へ

教育訓練の判断基準

雇用調整助成金は、経済上の理由で事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、一時的に休業等(休業および教育訓練)または出向により労働者の雇用の維持を図る場合に、休業手当、賃金の一部を助成するものです。

教育訓練を実施した場合には、賃金助成のほかに教育訓練費が加算されますが、**助成対象となる教育訓練は、職業に関する知識、技能、技術の習得や向上を目的とするものであることが必要です。**

次に掲げるものは、助成対象となりませんので、計画作成の際はご注意ください。

緊急対応期間中に
緩和される訓練

助成金の対象とならない教育訓練

- | | |
|---|---|
| ① | 職業に関する知識、技能又は技術の習得又は向上を目的としていないもの
(例) 意識改革研修、モラル向上研修、寺社での座禅 等 |
| ② | 職業または職務の種類を問わず、職業人として共通して必要となるもの
(例) 接遇・マナー講習、パワハラ・セクハラ研修、メンタルヘルス研修 等 |
| ③ | 趣味・教養を身につけることを目的とするもの
(例) 日常会話程度の語学の習得のみを目的とする講習、話し方教室 等 |
| ④ | 実施目的が訓練に直接関連しない内容のもの
(例) 講演会、研究発表会、学会 等 |
| ⑤ | 通常の事業活動として遂行されることが適当なもの
(例) 自社の商品知識研修、QCサークル 等 |
| ⑥ | その企業において通常教育カリキュラムに位置づけられているもの |
| ⑦ | 通常の生産ラインで実施するもの、または教育訓練過程で生産されたものを販売する場合 |
| ⑧ | 法令で義務づけられているもの |
| ⑨ | 教育訓練科目や職種などの内容に関する知識または技能、実務経験、経歴を持つ指導員または講師※により行われるものでないもの ※資格の有無は問いません |
| ⑩ | 指導員または講師が不在のまま自習(ビデオやDVD等の視聴を含む)を行うもの |
| ⑪ | 転職や再就職の準備のためのもの |
| ⑫ | 過去に行った教育訓練を、同一の労働者に実施する場合 |
| ⑬ | 海外で行うもの |
| ⑭ | 外国人技能実習生に対して実施するもの |

◆訓練の実施に当たっては、ハローワークなどの助成金申請窓口でご相談ください。



雇用調整助成金

教育訓練を実施する事業主の皆さまへ

平成24年10月から、教育訓練で助成金を受けようとする場合は全て

受講者本人が作成した 受講レポートなどの提出が必要になります

雇用調整助成金で、教育訓練を実施した場合の支給申請について、手続きの一部を変更します。これまでは、事業所内訓練のみ、各受講者の受講を証明する書類として受講レポートなど受講者本人が作成した書類を提出していただいていたましたが、平成24年10月以降に判定基礎期間の初日がある支給申請からは、事業所外訓練を行った場合も、受講者本人が作成した書類の提出が必要になります。

受講を証明する書類とは（所定の様式は特にありません）

- 各受講者が訓練日ごとに記入したアンケートや作成した受講レポートなどが該当します
- 訓練を受けた日付が分かるものであること
- 本人が直筆で書いている、直筆のサインや押印があるなど、受講者本人が記入・作成したことが確認できるものであること

提出していただいたアンケートやレポートなどは、支給申請時の添付書類として審査の対象になります。この書類が整わない教育訓練は支給対象になりません。また、偽りの証明書類の提出などにより本来受給できない助成金を受給した場合は不正受給となります。

不正受給が
判明した場合

- ① 不正発生日を含む判定基礎期間以降に受けた助成金は全額返還(または不支給)となります。
- ② 以後3年間は、雇用保険2事業を財源とする助成金（ハローワークで扱うほぼ全ての助成金）を受給できません。
- ③ 平成22年11月以降の申請に不正があった場合、事業主や事業所の名称などを公表します。
- ④ 特に悪質な場合は、詐欺罪などで刑事告発します。

教育訓練機関などの
トラブルに注意

教育訓練の実施に当たって、助成金の利用を勧めた教育訓練機関やコンサルタント会社などとトラブルになったケースがあります。

- 雇用調整助成金の助成対象とならない教育訓練を勧められ、実施した
- 外部講師や教育訓練についての契約条件に納得がいかなかった
- 教育訓練機関から大丈夫だと言われて訓練を実施せずに申請したら、不正受給と指摘された（このような場合でも、不正受給については、助成金を受給した事業主の責任となります）

雇用調整助成金の利用に当たっては、事業主自身が制度を十分理解し、どのように利用するかを決定することが大切です。

◆詳しくは、ハローワークまたは労働局の助成金申請窓口にお問い合わせください。

